

## 長野市農業委員会 第 33 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 10 月 31 日 (月)  
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 3 時 23 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員  
1 番 善財 良治                      2 番 池田 昌子                      3 番 青木 保  
4 番 曾根 信一                      6 番 岡村 豊                      7 番 鈴木 洋一  
8 番 青木 明夫                      9 番 小林 清男                      10 番 村田千代春  
11 番 佐藤 太吉                      12 番 小滝 愛子                      13 番 北村 守  
14 番 中島 清                      15 番 林部 安壽                      16 番 羽田 悟  
17 番 中澤 澄夫                      18 番 関 正和                      19 番 吉原 俊夫  
20 番 松田 光平                      21 番 酒井 昌之                      22 番 塚田 厚  
23 番 和田 修                      24 番 北原 幸平                      25 番 北村 正彰
- 4 欠席委員  
5 番 田中 章一
- 5 会議に出席した職員  
農業委員会事務局  
事務局長 本藤 孝行      主 幹 熊井 孝夫      事務局長補佐 松橋 泰  
事務局長補佐 笠井 英明      係 長 大前 健      係 長 曾根 明美  
主 査 駒村貴久美      主 査 酒井 雅宏      主 事 小林來以奈  
農業政策課  
課長補佐 湯本 堅太      主 査 豊田 浩二
- 6 議 事  
(1) 農地法等に係る事項について  
議案第 298 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 299 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 300 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 301 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について  
議案第 302 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定  
による承認申請について  
議案第 303 号 農振除外等に係る意見聴取について  
議案第 304 号 非農地決定について  
報告第 128 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について  
報告第 129 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 130 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について

曾根会長代理 定刻前ですが、最初にお諮りしたいことがあります。本日、長野ケーブルテレビから長野市農業委員会の活動状況について、取材をしたいと申し出がありました。冒頭の部分の取材ということですし、農業委員会の見える化にもつながることから取材に協力したいと思っておりますが出席の皆様はよろしいでしょうか？ありがとうございます。

改めて、今日のご苦労さまです。私、地元が大岡なのですが昨日、猟友会の慰霊祭がありまして、いよいよ11月15日から猟期が始まるという内容です。猟友会の皆さんと日頃から仲良く交流を深めていまして、今年はワナに掛かることが少ないなということを知りました。もう一つ2月4日に鹿追いをやるわけですが、人海戦術で追っていくわけですが、来年度はドローンを使って鹿追いをやるということは話していました。どういうふうにするかということ、ドローンに赤外線カメラを設置して飛ばして、いるところを確認して追っていくというような方法です。その時には私も参加したいと思います。結果等はまたお知らせしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。時代は変わってきたなという感じです。

さて、第33回総会にご出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。通常でありましたら委員の皆さんに唱和していただくところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、私が農業委員会憲章を読み上げますので、委員の皆さんは着座のまま黙読をお願いいたします。

**【農業委員会憲章唱和】**

曾根会長代理 ただいまから第33回総会を開催いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は在任委員25名中、24名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号5番、田中章一委員です。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長 こんにちは。農業委員会会長の青木でございます。非常にお忙しいところ、本日の第33回総会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。ご苦労さまでございます。非常に外は好天気で、秋の収穫作業もいよいよ佳境を迎えることになりました。多分、調査会で支援センターのほうからお話あったかと思っておりますけども、今年はおかげさまで大きな気象災害もなく果樹については、りんごは非常にいいと。ぶどうについては気象、雨、水分の関係で裂果が出て。あまり表には出ていません

けど、結構、ぶどう栽培者の方は「非常に今年は大変だった」というお話も聞いております。一方、水田ですけども、水田のほうも北信では 98。最終的にまだ閉めてないと言ってますけど、作柄 98 ということで、ややということ言われてますけど、おおむね良好ということで。一部、今、一番大変なのは吉原さんもおられますけども畜産関係ですね。それと、あとキノコ栽培の関係に関して、特に輸入資材が非常に高騰したということ、それから電気代が非常に上がって、急激に上がってるということです。

ちょっと話、変わりますけども、私のところでも水田の水を上げてる●●土地改良区という組織がありますけど、ちょっとこの前、物件があつてお邪魔しましたら、「実は青木さん、電気代がべらぼうに上がった」と。今まで 550 万で済んでいたのが 800 万と。このままやったら、今後どういう形で組合員の方に説明をし、圃場改良も今、苦慮されているということで、これについても非常に深刻な状況にあるというふうに言っておられました。身の回りでもそういった形で多くの影響が出ているということを知って、改めてこの切実な状況であることを痛感いたしました。

あと、私どもの農業委員会の活動でございまして、皆様のご協力によりまして 10 月 17 日に荻原新市長さんをお迎えして、初めてのいわゆる農政懇談会が開催をされました。ご協力いただきまして、ありがとうございます。中身的に言えば、物足りないところが非常に多かったというのは私自身の総括でも感じております。私どもも現場のいろいろな要望を聞きながらこれを吸い上げ、主要部局にお願いはしてるんですけども、まず開口一番、財政という話が必ず出てきて、現実には明らかに前に進んだなという感触は正直言って、どの項目も得られてなかったというのが私自身の実感です。力不足で申し訳ないというふうに思ってます。

さらに今回、農業は地域のために、社会のためにどういった形で貢献してるかという課題を私の記憶するところでは初めて取り上げさせていただきました。これは、ある面では非常に農業の基本的な位置付けの問題であり、非常に大事なことではないかということで、CO2 のことだとか、それから水災害の発生防止だとか、それぞれの農業のメリットについて、大切さについて市民の皆さまにさらに理解をしていただかないと、いろんな意味で応援してもらえないだろうというような観点から取り上げさせていただきました。正直言って時間がちょっと足らなかったんで、本当はもうちょっと部長部局ともやりとりを

したかったなど。細かい点をもうちよつと突っ込んで議論をしたかったのは本音でございますけども、これは今回を初めとして引き続き機会があれば、こういったお話も農林部、またはさらにできれば市長さん、副市長さん等ともお話を申し上げ、市民の方に農業の重要さを訴えていきたいというふうに考えております。

コロナにつきましても、ちょっとまた頭を持ち上げてきたかっていう感じもするんですけども、国の方針としてもう既に基本的には水際作戦をやめるということで、海外の方がどんどん入ってきてます。その中で、ここ3年ぐらい、研修会がほとんど取りやめ、ないしは縮小になってましたけども、長野市農業委員会としても、また関連の団体としても視察研修をスタートいたしました。私らも農業委員会の初めての県外視察ということで、今回は静岡のみかんで全国的にも有名な三ケ日農業協同組合さん。それに関連して、三ケ日の生産者組合さんを訪問し、正直言いまして、いろんな意味で勉強になりました。『農地のつぶやき』の2面にちょっと触れておきましたけども、私の感じたところはやはりブランド化を守る組織は違うなというところをまず実感いたしました。設備もさることながら組織の取り組み方。それと、もう一つ大きく感じたのは、行政と農業と農業委員会が非常にいいスクラムを組んでやってるなということを感じました。これは長野市の農業委員会、それから農林部、それから農協さん含めて見習わなきゃいけないなというのが正直、実感でございます。今月、JAさんと、それから農業振興議員連盟さんと話す機会がございますので、その辺についても、もう少し具体的な形で課題提供をしていきたいというふうに考えております。

それから、浜松市の農業委員会さんにお邪魔したときに会長が冒頭、言われたのが、やはり農業もデータに基づく、いわゆる分析。それから、データを見える化して、組合員にもっともっと分かりやすくするという工夫をしなければ駄目だな、ということで、そういった先進的な動きを浜松さんは、し始めてるということで資料もいただきました。あれを読むと、なるほどなど。われわれは、そういう面では遅れてるなというのが私自身の実感でございます。この辺を、これから長野市農政部門及びJAさんも含めてですね。特に、私ども、来年からは集落へどんどん入ってく活動をしなきゃ。そのときに、ただ単に言葉だけじゃなくて具体的な形でデータで示して、だから5年先、10年先はこうなるから、こういった形で協力してもらわなきゃ駄目だよというお話をどんどんしていかなきゃいかなんとい

うふうに思っています。これからその部分も含めて、浜松市の農業委員会さんにつきましても大きな収穫を得ることができました。非常にそういった面では質、量ともに、充実した研修だったというふうに思います。今、事務局のほうで参加者の方々のレポートをまとめて、年内には皆さまがたのほうにフィードバックされると思います。ぜひ、この内容を農業委員、及び推進委員にきちんと見ていただいて、今後の活動に生かしていければいいなというふうに思っています。

あと、これは私が立场上参加した、長野農業委員会協議会の主催による視察ですね。それも非常に新しい取り組みとして注目した内容ですけども、JA上伊那さんが担い手の育成制度を導入してると。それも、農協と市町村がそれぞれ費用を折半して、それでJAのいわゆる職員として一定期間、雇い入れる。なおかつ、それを職員と同様の取り扱い、日常の研修活動を消化しているというお話を聞きました。資料も結構、いただいてきましたんで、これはまた機会を見て皆さまがたにご紹介をしたいと思います。いずれの場所もやはり農業委員会独自でうんぬんじゃなくて、農政課と農業委員会と、それからJAさんとやっぱり三者きちんとスクラムを組んで。それで、それぞれの議員さんについては、そこからバックアップしてもらおうというような形で運営するんでなければ、前進しないのかなというように実感でございます。そんなことで、今回は良い研修だったというのが私自身の総括です。

今日は、農地法中心の議題でございますけれども、ぜひ効率のいい会議運営をしていきたいなというふうに思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。いろいろしゃべらせていただきましたけども、以上をもって開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

曾根会長代理      ありがとうございました。続きまして、本藤事務局長よりあいさつをよろしくお願いいたします。

本藤事務局長      事務局の本藤です。よろしくお願いいたします。会長からのお話にもありましたが、今月17日に開催いたしました農政懇談会につきましては、新型コロナの影響で2年ぶりの開催となりました。大勢の農業委員の皆さま、推進委員の皆さまにご出席いただきまして、無事、開催することができました。ありがとうございました。

この頃、朝方ですけど寒さを感じておりますが、来月には県内他市町村視察研修で小諸市、上田市。そして、また長野県農業委員会大会が松本市で開催されます。委員の皆さまには体調管理に十分お気を付けていただきまして、出席のほどよろしく

お願いいたします。私からは以上です。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが長野市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議長 それでは、私がルールに基づきまして議事進行を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。それでは着座にて進行させていただきます。よろしく申し上げます。それでは最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号19番 吉原俊夫委員と、議席番号20番 松田光平委員にお願いします。

議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に属する人については、その議事に参与することができないとなっております。本日の議案案件の中に、当事者または関係者となっている方がございましたら申し出ください。特におりませんね。

【該当者なし】

議長 なしと確認いたしました。次に、議案の訂正等の報告を事務局よりお願いいたします。

熊井主幹 事務局、熊井です。よろしく申し上げます。初めに資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りをいたしました資料及び事前に皆さまにお届けをしております、本日も持参いただいております資料につきましては、別紙一覧表のとおりでございます。ご確認をお願いしたいと思います。

また、農地法の議案の訂正でございますけれども、これにつきましては地区調査会において説明させていただいております以降は訂正ございませんので、説明のほうは省略をさせていただきます。よろしく申し上げます。以上です。

議長 いいですね。じゃあ、議事に入ります。農地法等に関わる事項についての審議を行います。議案第298号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 それでは議案第298号 農地法第3条の規定によります許可申請につきまして、ご説明をさせていただきます。説明は座ったままで失礼をいたします。第33回総会農地法等議案の1ページをご覧いただきたいと思っております。番号1番から3ページの8番までの8件でございます。内容は、所有権移転案件が7件、賃貸借権設定案件が1件となります。また、1ページ2番及び3番、3ページ8番の計3件は農家創設案件でございます。な

お、2ページの4番は空き家に付随する特定農地として、9月の総会において指定していただいたものでございます。

申請案件の内容につきましては、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することのできない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 本議案は、長野市農業委員会規則第3条第8項の規定によりまして、各地区調査会で総会に付すべき意見等を検討いただいております。各地区調査会長から補足説明並びに農家創設を含め、検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番についてお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー1、1件につきましては、地域との調和要件等、支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から2番から5番についてお願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。よろしくお願いいたします。調査会で検討いたしました結果、2番から5番について許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から6番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 6番ですが、面積は小さいんですけども既存の農地と合わせて効率的に使いたいというもので所有権移転ということでありまして、許可条件に適合しており問題ないというふうに判断いたします。

議 長 それでは、南部地区調査会長から7番及び8番をお願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。よろしくお願いいたします。7番、8番、共に許可条件を満たしており問題ないというふうに判断いたしました。8番は、農家創設でありまして、これは空き家を購入して神奈川県から移住してこられる方の農家創設ということです。ご夫婦、共に長野県出身であるということ。それから今回、ご主人が長野に転勤になったので、それを機に移住を決断したということのようです。これは、特に奥さまが主にやってらっしゃるようですが、農業経験としてはほとんどないのですが、岐阜県にいたときに農業大学校において半年間通い、野菜の栽培技術を学んだことがあるそうでありま

す。まずは自家消費を考えていて、野菜を中心に多品種少量生産から始めたいということ。購入土地の中に水田もあるので、稲作を行いたいというふうなところであります。引っ越しは来年の春を予定しているということでございます。●●歳というようなことで、定年もそう遠くないというふうなことなんで定年後もこちらに永住されて農業を継続できるというふうに認められると思いますので、問題なしと判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手でお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませつか。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようございませつかので採決に入ります。議案第 298 号について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めませつか。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認させていただきました。よって、議案第 298 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 299 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 299 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。5 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番の 1 件でございます。1 番は、農業用倉庫の設置のための転用案件で、施設面積は 138.73 m<sup>2</sup>でございます。以上、説明申し上げます申請案件のその他の内容につきましては、議案の記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局からご説明がありました。それでは、この案件につきまして、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。東部地区調査会長からお願いします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。この農業用倉庫の設置の案件でございますが、令和 2 年の 11 月にこの土地を農地法の許可を得て購入したという経緯がありまして、それで今回、乗用トラクターとか農業用の資材を入れるための農業用倉庫を増設するという計画をいたしました。ただ、購入する前。購入したときに前の所有者がその畑に農業用倉庫 3 棟をもう建築してありまして、許

可を得ずに使用してたという状態であります。それを今回、農業用倉庫を増設する計画にあたって、併せてこの除外っていうことで申請をするっていうことになったようであります。調査会で検討した中で、許可条件に適合してしまして問題はないということで判断させていただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようでございますので採決に入ります。議案 299 号について、許可相当にすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 299 号は許可相当と決定いたしました。

続きまして議案第 300 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 300 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明を申し上げます。7 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 11 ページの 11 番までの 11 件でございます。

1 番は、駐車場を設置する転用案件です。2 番は、ドローン講習会場を設置する転用案件です。3 番は、住宅敷地を拡張する転用案件です。4 番は、工事車両通路を設置するための一時転用案件で、許可の日から令和 5 年 4 月 15 日までとしております。5 番は、資材置場を設置する転用案件です。6 番は、砂利採取用地、表土置場及び通路とする一時転用案件で、許可の日から 1 年間としております。7 番は、砂利採取用地として使用する一時転用案件で、許可の日から 1 年間としております。また、この案件につきましては備考欄に機構意見と記載がありますとおり、転用面積が 30 アールを超えるものでありますため、北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議いただいた結果を踏まえ、長野県で許可・不許可の判断を行うものになります。8 番は、貸駐車場を設置する転用案件です。9 番は、現場事務所、資材置場及び駐車場を設置するための一時転用案件で、許可の日から 3 年間としております。10 番は、駐車場を設置する転用案件です。11 番につきましても駐車場を設置する転用案件です。

その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなって

おりますが、許可要件等に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断をいたしました。なお、先月、総会で許可すべきもののご決定をいただき、県に進達しておりました農地法第5条の9件の案件につきましては、9件が許可済みとなっておりますのでご報告をさせていただきます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から1番について説明をお願いいたします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。ナンバー1については、周辺農地の営農条件等に支障が生ずる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 　続きまして、西部地区調査会長から2番及び3番の報告をお願いいたします。

岡村地区調査会長 　西部地区調査会の岡村です。西部地区で検討いたしました結果、許可条件に適合しており問題ないと判断をさせていただきます。以上でございます。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長から4番から6番、お願いいたします。

北村地区調査会長 　中部地区であります。4番は、一時転用案件なんですけども市が発注しました水路工事。このための仮設道路を敷設するというものになりまして、周辺農地の営農条件に支障がないというふうに判断し許可相当と決定いたしました。

それから5番ですけども、5番は資材置場ですが、これは今回の農地パトロールで巡回していたところ、既存の資材置場なんですけども、その隣に拡大したいというような意向というか、ちょっと動きがありましたので、パトロール員が話をして、きちんと申請してくれということでもあります。事業計画もお聞きし、周辺農地の営農条件に支障がないという判断をしたため許可相当ということにいたしました。

6番は、砂利採取の一時転用ということではありますが、砂利採取後に確実に農地として復元することと。それから、埋め立て用の土については産業廃棄物等の混入がない、水はけの良い土を使う。それから、農地として質が従前と比べて大幅に変わらないように、同じものでありませんけども努めてほしいと。努めてもらうということをご了解してもらい、事業計画書を出してもらいました。水路があるんですけども、それを通行することにあたっては堰の方の責任者の了解をもらっております。そういうことで条件的には全て整っている案件であります。そう

ということで、いろいろ議論したんですが、調査会では許可相当ということで今回は判断しました。

今、ちょっとですね。少しだけ申し訳ないんですけどお時間いただいて、意見としてお聞きしていただきたいんですが。少し補足をさせていただきたいというふうに。今日2人、あと中部地区から委員に出席してますんで、何かあれば説明させてもらいますけども。正直に申し上げますと、最初に提出された事業計画書ですね。それがわれわれの唯一の資料なんですけども、それではちょっと判断できないということで、4回、書き直してもらいましてですね。ようやく、それでみんなに配って調査会が終わりましたから、みんながいいだろうということで決定したものであります。

というのは、農地法の立場は明らかでありましてですね。ここにもありましたように、一時転用についてはその後に農地が確実に復元されることというふうに定めているんですけど。なんだけども、砂利採取法という法律に基づき、県に提出した申請書を添付して事務局のほうに転用の申請がくるんですけども、それはあくまでも一般論なんです。農地から砂利採取することじゃなくて他の所から、そういう一般的な内容であるということではなかなか。それは見せてもらうことはできませんので、事業計画書ということで調査会には提出されるんですけど、それを見ていろんなことを議論しましたけども、なかなかそこは判断基準に戸惑うということなんです。他県のデータでも、他の県はどうなってるんだと思ってるいろいろあたってみたところ、●●県の場合には、農地法の許可を伴う砂利採取法の認可基準で、農地法に限って砂利採取法に補足するルールを決めておりまして、採取後に復元する農地の、土壌の層構造ですね。一番下は何、真ん中は何、表土は何を入れなさいということを図面を添付させるような資料にしております。そういうことなんで、砂利採取は、本当は山砂利と川砂利でやってもらえたんですけども、日本は社会インフラのために必要ということであれば協力をしないわけでもないんですけども、砂利採取法と農地法の、そのバランスですね。調和を、ルールを、定めてもらうべきではないかなということ、私も今回、いろいろ調べて取り組んで感じたことでありまして。ちょっとどういうふうにするのか分かりませんが、県にお願いをする。県の議会でやっていただくということになってくるとは思うんですが、いずれにしてもですけど、そんなことを相当、議論がなされたということでもあります。

議

長 それでは続きまして、南部地区調査会長から7番から9番、

お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。7番が砂利採取、8番が駐車場の設置ということで、それが角地で周りに農地がないので問題がないかなということです。それから9番は、犀川のダムの発電機の交換工事に伴う一時転用です。いずれも検討した結果、問題なしというふうに判断しました。以上です。

議 長 じゃあ、続きまして東部地区調査会長から10番、11番、お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。10番につきましては、使用貸借の件ということで駐車場の設置。11番につきましては、所有権移転ということで駐車場の設置ということになっております。●●さんにつきましては、現在は東寺尾の道路沿いにJAの倉庫センターのそばにあります。そこにいろいろ止めてあるんですが、令和元年の台風19号のときに水がついたということで、お客さまから預かっている大切な車両とか、レスキュー用のセンター車両っていうんですかね。その水没を避けるために、今回、一番最初に作った豊栄なんですが、もう山の上です。山の上に土地を借りたいとか、あと自分の土地を使って駐車場にしたいということでもあります。それで、11番のほうの2筆につきましては、今まで許可を得ずに使ってたということで、てん末書が出ております。今回は転用の許可を、併せてもらうこととしましたということでもあります。調査会で検討した結果、許可条件に適合してますので、特に問題ないということ判断させていただきました。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。鈴木委員。

鈴木委員 先ほどの北村調査会長のほうからも詳細が、説明があったと思いますが、そもそもこれは17期までさかのぼる話だというふうに私個人的には理解をしております。その当時の、今、手元にはないんですけど、記憶だけなんですけど、当時から砂利採取に関しての課題があると。砂利採取をした後の、その復元がいい加減とは言いませんけれども、その土地で、例えばりんごの木を植えたいけれども、ちゃんと育たなかったというような課題があるということで、前の期のときにその議論があったという議事録を、これ、少し前なんですけども読んだ記憶があります。

そうしたことも含めまして、今回のこのところを、この2年強の間、中部地区調査会のその範囲の中で再三このような砂利採取の案件が出てきております。ここにきて改めて砂利採取の

事業。これも否定をするものでは決してないんですけれども、その農地の復元ということによってますけども、農地の復元ってじゃあ、どこまでなんですかと。その基準っていうものが、どういう基準が示されているのかというところが、これもちょっと調べて。北村調査会長もいろいろお調べになったということなんですが、明確な基準がないと。言葉だけで、どちらかというところ、ちょっと抽象的な表現のされ方をしているのではないかと、農地を復元するという観点からいったときに、じゃあ、例えば先ほどの詳細は省きますけれども、先方さんのほうから出てきている事業計画書のところが、本当にこれで大丈夫なのかというところでは相当な議論をいたしました。現状、そここのところの判断基準がない中で、調査会の中で判断をする部分においては、先ほど4回書き直ししていただいたというお話がありましたが、こここのところ業者さんのほうにも相当、意識をしっかりと持っていただくことぐらいしか現状できないなというところで、最終的にはこれ、本当に心から賛成というようなことにはちょっと僕の考えからすれば、そこには至っていないのかな。消極的ではあるけれども賛成だというような捉え方を個人的にはしております。

先ほど、北村会長のほうからも●●県の例。●●県でしたよね。●●県のことが、いろいろお話をされてまして。僕も●●県の資料を取り寄せましたら、これも100点ではないんですね。これ、読んでみると100点ではないけれども、やっぱりこれはそれぞれの業者さんに対する責任を明確にはしてはいるんですね。例えば、復元をした後の調査を、これも多分、行政が絡んではいるとは思いますが、しっかりと調査をすると。ただ、その後に例えばなんかの木なり、作物を育てていく過程の中で、何か問題があるというところまでも、もしかしたら想定をしていないのかもしれないけれども、ある程度はその辺の責任の所在を明確にはしているというところでは、これは参考にしていくべきではないのかなと。先ほども復元後の構造ですかね。土壌の層構造と厚さというものも、これも山土。中の4.5から5.5メートル、山土を選ぶ。じゃあ、山土って何なのっていう。そこまでいってしまうと切りがないのかもしれないけれども、非常に今回だけではなくて、これから今回、南部さんのほうでも同じような案件、出てきたっていうところではありますけれどもね。これから非常にこうした農地の復元も含めた、農地を守るという観点から考えていったときには、安易にこれ、周りの農地の支障がないということだけで、これを簡単に許可していいのかというようなことを強く。別に砂利採取を

否定しているわけでは全くないです。ただ、農業委員としての議論をしていく上で明確な判断基準がないということと、将来の農地を守るというところでの責任が、農業委員会ですら許可をしたが故に、そこが農地としての形的には復元はしたけれども、農地としての本来あるべきその役割を担っていけないということだと、これも大きな問題だと思いますので、これは深刻に捉えていく必要があるのかなということで、ちょっとフォローになっていませんけれども、強くそのような印象を抱いたのであります。

議 長 他はいかがでしょうか。

岡村地区調査会長 ちょっといいですか。

議 長 はい。

岡村地区調査会長 今回の砂利の話になってますが、私のところにもないわけじゃないんですけども、これは個々というよりも、複数で確認をしたほうがいいような気もするんですよ。1人に任されても、なかなか判断基準っていうか難しいと思うのですね。だから、例えば、地区の担当と事務局と一緒にやらしてもらったほうが。またがってこう、近隣の人とやってるわけにもいかないと思いますけどね。

鈴木委員 岡村調査会長のおっしゃったとおりなんですけど、入り口のところで例えば現地を複数で見たって本当はしょうがないんですよ。それは見る、周辺農地の影響は当然、ありますけれども、一番はちゃんとした農地としての復元と、その後の生育に影響がないのかというところのほうを、しっかりその辺は確認をしておかないと。形だけ、外から見ると、非常にいい農地になったねと。だけれども、後になって植えてみたら、これ、17期のときに議事録で残っていると思いますけど、りんごの木がうまく育たなかったとかいう事例があるわけですよ。それに基づいて、ある地区においてはそういう砂利採取は地区によっては、原則は許可をしないというようなところも出てきているというふうに、他の市においてもそういうことをやられているという話も聞いていますので、これは簡単な話ではないという認識はまずは持つ必要があるのかなと。

もう一つ、ちょっと繰り返し、くどく言って申し訳ないんですが、その判断基準が例えば3人で見たところで、3人が明確な基準を持ってないと意味ないので、その辺のところをね。ちょっとおっしゃるとおりで。

岡村地区調査会長 私の言いたいことはそのことも含めてなんですけど、突っ込んで引き出すというか、その判断も非常に重要だと思うんですよ。ただ、そのときの復元状態どうこうっていうことだけじゃ

なくてですね。相手にこれ、どういうふうにして復元させるのか。そこまで突っ込んだことを説明いただかないと。

そのための複数組です、それは。

北村地区調査会長 補足させていただきます。今回は7人全員で。現地を見たのはもちろん3人です。そして、近くでも既に終わった所もあります。見て、石がゴロゴロしておりまして水田には無理だなど。農地に復元しなきゃいかんで、水田に復元しても使えないから、そんな印象を受けましたということです。それで内容については今、基準がないんで判断基準がないので非常に難しいんですけど。なんでね、少なくとも表土はどうしますか。何と何にして。真ん中はどうしますかと。下はどうしますかっていうようなことを相当やりとりして、素人なりにそれは別にちゃんとやってくれるだろう、本人。そういうような話を受けたものですから、7人全員でそれで許可にしたということで、複数名でやっております。

岡村地区調査会長 ということもありますけど、やっぱり複数のほうが深入りできるっていうことと、それから私個人が、得意分野とかそういう部分もありますので、そういう人たちで行動すれば、なお一層いいんじゃないかと思うので。

議長 他はいかがですか。

北原委員 今、北村会長、また鈴木さんの言われた、ほぼそんなとおりで。中部調査会では結構、この辺、時間をかけて討論したんですけども、中部調査会では正直言って、2回目の砂利採取で違う所でも約2年半前にあったんです。そこは自分の担当している地域で、そのときに思ったのはこの農地法と砂利採取法っていうのがあって、自分はどちらかという農地法だけで見れば、ここはもうどっちにしる2種農地で、しかもA2レベルで、もうそこ、耕作されてなくて荒れているから農地法でいけばいいかなと。ただ、砂利採取法で今回、北村さんのほうで資料を用意してもらって県のやつね。そのやつ見ると今の話、上質な土を復元するっていう、大ざっぱにいけばそんな感じなんですよ。それが良質なっていうところが、どうも納得できないんですけど、もうここでは砂利採取法では許可になってるんですよ。これは県のやつですね。そこは北村さんがやってるところで、良質っていうのはどんなレベルだっていうところが議論されて、自分は最終的には土壌検査までしてね。それは、しかも1、2メートルは少なくともとかね。そんなような基準っていうのが県には無いから、結局、農地法だけで、じゃあ、これは許可するしかない。でも、県ではもう許可になっているっていうところで、あやふやで、これからどの程度、業者が増えてき

て農地から砂利を取るっていうようなのがどんどん増えてくるとすれば、こんなのいつまでたっても問題が解決しないっていうところでいけば、お二人さんが言われたとおり、どっかで明確にしていかないと無駄に繰り返しかないというふうに思っています。

鈴木委員  
鈴木委員  
鈴木委員

しつこいようでも申し訳ないんですが、いいですか。  
はい。

今、北原委員のほうから砂利採取法と農地法っていうご説明がありました。これ、ちょっと調査会長がどのように考えてるか分かりませんが、基本的には農地法にのっとって考えていけばいい案件だと思うんですよ。この砂利採取法についてはそんなに、われわれとすると考慮を、本来であればする必要はないのかなと思っていました。しかしながら、先ほど、4回、書き直していただいたという、この。もう一つ、誤解のないようにしていただきたいのが、この業者さんが悪いって言うわけではないし、これ、繰り返しになりますけれども砂利採取を否定するものではないんですよ。この業者さんから一番初めに出された事業計画書をよく読んでみると、なかなか理解が追いつかないんですよ。難しいんですよ。そこからの始まりなもので、あまり難しいし、こちら素人なもので、これってどういう意味なのと。そのワードに対して、言葉に対して。そこから始まっているんですよ。そこが、あたかも例えば行政が認めた土を利用するというふうに勘違いをさせているし、勘違いをしてしまうような表現方法であったりっていうことから始まっているので、そこら辺の明確な基準もそうですけれども、分かりやすい農地に復元をするということの説明というものをもうちょっと丁寧にさせていただく必要があるのではないかと。いうところを、これも基準とはまた別のところで強く感じたところではありますので。この辺については、また他のところでも出てくることもあろうかと思っております。この辺もだから農業委員会の中から情報とすれば、共有をされたほうがいいのかなというふうに考えました。

議長

17期からでは結構、若穂からも業者さんから申請が出て、いろいろ紆余曲折あったんですけども、最終的には今年の春から砂利採取については全面的にご遠慮くださいということで、若穂の区長会で決定をして、総会としては地元の区長としては承認できないと。認められないという形で、それ以降は今、1件も出てません。地元の許可がなければ砂利採取法自身は、やっぱり申請できないという話になって。相当、私どもも基本的には業者さんがどうのこうのというのじゃないんですけども、目

的がいわゆる土壌改良だという申請に対して、じゃあ、農家さんはそれをどう見てるかという、いや、現実的にはそうはなっていないでしょうというのがやっぱりなかなか農家さんの、それから地元の理解を得られないということです。

具体的な形で言いますと、例えば赤土をどんどん入れて、水はけが良くなったという証言だとか、それから地下水結構、利用するっていうようなところ。地下水を利用したときに地下水が上がらなくなっちゃうと。要は、地下のいわゆる水の穴かなんかに触っちゃったと。それによって地下水が利用できなくなって、結構、具体的な症状での農家さんのいわゆる理解が得られなかったというようなこともあると思います。この辺は、私自身はもう一遍、農家さん、地権者自身もやっぱり、もう一度、考えてほしいなど。特に、うちはもう農地使わねえから、好きなようにして、見たとこだけ体裁だけ整えればいいやというような考え方が、その地域でまん延してるとなれば、それはやっぱり問題だなというふうに思うんですよ。

そういう意味で、きちっとした形で農家さんが理解をしてくれて初めてそういうところに協力できれば一番いい話であって、その辺がやっぱりもうちょっと、それぞれの地域で、僕はディスカッションは必要じゃないかと。ただ単に、業者さんとそれに対する農業委員会。ほとんど地権者さんが加わっていないような議論を、こういった症状がどんどん進んでるのが実態ではないかと思うんですよね。もう一度、地権者さんを巻き込んだ上での議論。そのときに、じゃあ、砂利採取についてはこれからどうするんだと。おかげさんで今、若穂に入ってる業者さんいわく、千曲川の河床をさらに下げなきゃいけないっていうことで、そこからの砂利採取で当分の間は間に合うというようなことも言っておられる。その辺の真意は定かではありませんけど、そんなことも含めて、できるのであれば地権者さんを巻き込んだ形で地域でどうするのかという議論をしていただければありがたいなど。なかなか、さっきもお話ありましたように、ここまでいったから復元 100 パーセントだということはおられないと思います。私が今、一番危惧してるのは、1、2年たつと、ほとんどこのやった所と、やらない所の土壌、畑が分からないんですよね。それを知らないで新しい担い手さんにお貸ししたときに、例えば桃の木を植えたところ、それが十分にやっぱり、いわゆる生育障害が出るというようなことが。じゃあ、データに基づいて、そこが立証できるかってなると、そこまで持ってかないという状況なんですけども。ただ、ちゃんとした形で次の。今回のところの水田という案件ですよ

ね。水田で使うんですか、これ。そういう予定なんですか、これ。復元ということは。またお米を作るという前提での。その辺については議論あったんですか。

北村地区調査会長 長 いや、もうこれはちょっと、その後のことを地権者には確認はしてませんけども。

議 長 あくまでも水田でもって申請されているのが、復元っていうのは水田でやられるという前提ですから、畑に変えるという状況じゃないんですね。この辺なんかも含めて。

北村地区調査会長 一応、農地法上は農地に復元しろと。

議 長 農地でね。

北村地区調査会長 水田じゃなくても本当は問題ない。

議 長 問題はない？

北村地区調査会長 問題はありませんと。3人で見にいった、水を入れてもこれは抜けるなど。水田はちょっと無理だなというふうなことを感じました。

議 長 だから、例えば耕地整備をやった。砂利採取で整備した後、どういう形で営農計画を持っているんだと。そういったことの僕はある程度、把握なんかも必要じゃないかなと。そういうようなところ、ほとんどやりっ放しで終わってるわけですよ。だから、それは農業委員会として逆にやった後はじゃあ、どうするんだっていうようなことも、地権者に対してちゃんとして。フォローをするということも、これから必要なんじゃないかなというふうに、さっきのお話、感じたんだけど。この辺もまた、これからの課題にしていければいいんじゃないかな。この件について、他に意見はありますか。

北原委員 長 ちょっと言っている？今、この6の中部の話なんで、その下の7番はこれも同じですかね。

議 長 そうですね。

北原委員 長 これは農振になるんですか、この場所は。要は、青地なんですか。

村田地区調査会長 長 そこは農振です。

北原委員 長 そこは大丈夫なんですか。農業振興地域ですよ。

議 長 これは、だから一時転用でしょ？

北原委員 長 農振でいいのかな。

小林委員 長 農振じゃないでしょ、これ。市街化調整区域。小松原だ。

議 長 そうなんですか。

北原委員 長 7番目は農振って書いてある。

議 長 これは逆に、事務局で確認してください。なんかコメントあります？7番の。農地区分は農振になってるんですね。ところが、備考欄では市街化調整区域なんですね。

松橋局長補佐 議長  
松橋局長補佐 議長  
林部委員  
議長  
林部委員  
村田地区調査会長  
林部委員  
村田地区調査会長  
林部委員  
議長  
林部委員  
議長  
林部委員  
村田地区調査会長  
林部委員

これは農振農用地です。  
農振農用地ですよね。  
はい。  
基本的には大丈夫だね。  
この間の調査会でも申し上げた、地目は田になってるんですけども、いわゆる農地調査、パトロールのあの案件でいうと、ここ数年来、ずっとA1で。  
A1ね。  
A2にはなっていてなくて、ちゃんと草とかなんかは刈ってあります。  
ただ、この地域は結構、何件もこの業者さんがありましたよね。  
この業者さんは、今回の7番の案件と、近辺に2、3カ所、すでに実績がありまして。先ほど来、6番の案件が出てた復元だとかなんかで、あまりそういうトラブルとかそういうことは出てなかったです。そういうことも含めて、調査会では許可っていうか信用したと。  
水田に戻ってる所もあるんですかね。それはない？  
ちょっとそこまでは分かんない。  
意外と砂利採取した後に、みんな、どうなってるかと。ほとんど皆さん、忘れられてるんですよ。要は、そこがやっぱり大事であって、復元を目的として一時転用してるんで。利用の後、どうなってるかって非常にやっぱり、われわれとしては大きな仕事でないかというふうには思いますよね。それでいろいろあれば、次のステップをどうするかっていう話。  
業者さんとしても、上から俯瞰して見てて、荒れてるとか、作ってないとか、いいところあるかと、やっぱり、そういうとこで見てるんじゃないでしょうかね。  
いや、それはおっしゃるとおり。  
だから、先ほど会長が言われたとおり、その農家さん、所有者がどういうそれを持ってるかによって、随分、変わってくるんだと思うんですよ。声掛けすらない、できないというかね。  
稲作、稲、作ってれば声、掛けられないよね。  
例えば、ここだととすれば、田んぼでちゃんと稲作をやっておられたら、多分、そういうことにはならなかったかもしれないっていうことだよ。持ち主さんの懐の関係で、どうしても経済的なことがあってっていうような、そういう裏にある関係があればちょっと別でしょうけども。ここに稲作がちゃんとされてれば、多分、こういう所には6番も7番も上がってこないし、先ほど来、懸念されてる、これからこういう案件が増える

議 長 だろうという懸念は、耕作さえしてれば少しは減るのかなと。A級農地の増加による弊害が、こういう形で出てるということですね。今日だけである程度、出る話じゃないんですけど。いずれにしても、私、さっきお願いしたように地権者さんがどう考えてるかっていうのは、まずやっぱりやってもらって。やった後、どうなってるかっていうのは、それはやっぱりある程度、蓄積しながら、それじゃあ、こういう形でもう少し、例えば県なり、それから砂利採取の関係部門に対する働きかけとかね、そんなことをやっぱり、していかないといけないんじゃないかなというふうには思います。現段階では。そんなことも含めて、建設的にちょっと検討。確かに言われたように、もう少し判断が容易にできるマニュアルを農業委員会で欲しいなと思うんですけども、そのマニュアル、作るって非常に難しいなというふうに思います。

北村地区調査会長 議 長 砂利採取法としてね。

北村地区調査会長 議 長 そう。

北村地区調査会長 議 長 農地をやる場合は、こういうことに気を付けて。それには、まだ材料が足んないと思うし、勉強も足んないんじゃないかなというふうに思うんで、もうちょっと、できれば、それだけの知識を、材料を集めなきゃいけないんじゃないかなというふうにも思います。

議 長 ありがとうございます。じゃあ、今、砂利採取のお話がありましたけども、それらも含めまして他になんかご意見ございますか。

塚田委員 議 長 いいですか。

塚田委員 議 長 はい、塚田委員。

塚田委員 議 長 先ほど、鈴木委員からのお話ありましたけど、明確なその判断基準ということで、例えば農業委員会のほうで表土の40～50センチには直径5センチの石は入らないようにするとか、そういうある程度のものをもし作ったとしても、どういうこの形をとってそれをルールにするのかっていうのは、それは簡単にできることなのか。それとも、市の条例として改めてそれができるのかって、その辺のルールづくりの点というのは、どういうことになるんですか。もし作ったとすれば。

北村地区調査会長 議 長 私のほうでいいですか、先に。

北村地区調査会長 議 長 はい。

北村地区調査会長 議 長 それでは、あれですね。さっき、ちょっと●●で言いました。砂利採取法のプラスアルファとして農地法の許可を伴う砂利採取法の認可基準とかで、砂利採取法を管理している県のほうで、そのマニュアルを用意しているということなんですね。そ

こには、さっきも彼は不十分なんて言ってましたけど、一応、1メートルは表土は剥いで、置いときなさい。元に戻しなさい。真ん中は山の土を入れてください。下は石を入れるんですね。ということで土地改良と同じぐらいの体にして復元してくださいね。その図面を。県でチェックします。そういうことをやりましょうということがやられていると。それ、やられてる県もあるということですね。

議 長 　だから今の、県の一定のルールがあるので、それで十分じゃなければそれを補うようなことを、ある面では提案をしてもね。これは一つの前進の道じゃないかなというふうに思うので。

塚 田 委 員 　だから、そういう意味では農業委員会の範囲の中で、こういったことでいいんじゃないかっていうことで決まれば、長野市のルールとしてそれでもう OK なのか。それとも、それは公にそういったことを公示っていいですか、して。長野市のルールはこうだから、砂利採取に関しては砂利採取法とはまた別にこういう、要は農地をまた復元、元に戻したときに、こういうルールがあるんですよっていうことが法律的というか、明確にそれが主張できるのかどうか、そこなんです。

議 長 　その辺は、事務局のほうでコメントあればお願いします。  
本 藤 事 務 局 長 　今おっしゃったように、通常だと、条例を作るのであれば上部の法律がなければできません。法律っていうものがあって、その下にぶら下がるような条例になっていきますので、今の話でいくと多分、砂利採取法が頭になっちゃうのかなと。それを農業委員会を作るっていうのはどうなのかなと。だから、●●のやり方っていうのが、あくまでも市町村レベルじゃなくて県単位で網を掛けたっていうことがありますんで。ただ、委員の話だと長野市の中っていうので、それだけでいいのかなっていうのもありますし。多分、条例を作るには上部の法律があって、その下にぶら下がる形の条例になると思います。なので、それは農地法ではないっていうことはもう明確な判断でございますので、ちょっと厳しいのかなと。●●がいいか悪いかは別として、これ、どこの市町村、隣の●●でもこういう議論、確かに昔、ありました。それで今、やってないような話もちょっとちらちらとは聞いてるんですけど、いずれにしてもまあ。少なくとも、大きな単位で考えていったほうがいいのかというふうには感じてます。ただ、とにかく上部の法律があって、そこにぶら下がる形で条例があると。ただ、それがうちの部門ではないかなというふうに感じております。以上です。

議 長 　塚田さんね、それはちょっと勉強中なんです。県のほうとそ

ういう状況なの。

塚 田 委 員 今業者さんとの話し合いの中で、紳士協定のような形で何となくまとまっているかなという感じで。それはそれで私はいいと思うのですが、主観はやっぱり皆さん、見方っていうのは違うので。最後、でき上がったところで石がゴロゴロしているっていうのは、私はちょっとあれだと思うのですが、人によっては多少の石はいいんじゃないかっていう人もいます。その辺がどうか。

議 松 田 委 員 長 分かりました。他はいかがですか。

議 松 田 委 員 長 ちょっといいですか。

議 松 田 委 員 長 はい。

議 松 田 委 員 2番なんですけど、これ、ドローンの講習所の設置っていうんですか。こういうことも申請をしないと許可にならないんでしょうか。ドローンだと別に舗装しなきゃいけないとかいうものはないでしょうし、畑をそのまま使えると思うんですけども、そうでもないんでしょうか。私、ちょっとこの手続きがよく分かんなかったんで、失礼ですけど。

議 酒 井 主 長 査 これは事務局、いいですか。

農地を農地以外の用途で使う場合が転用の対象になってまいりますので、これは長野県のほうにも確認したんですけども、申請案件になっております。今回の場合については、コースの設置と、あと座学用の研修棟になります。そういったものも置くということになってますので、一体的に転用の許可申請を出していただくっていうことで申請いただいているものです。

松 田 委 員 長 分かりました

議 松 田 委 員 長 大体はよろしいですか。

議 松 田 委 員 長 はい。

広義の意味のドローン研修所っていうかな。広い意味でね。他はよろしいですか。それでは、だいた議論のほうをさせていただきましたので、意見がないようであれば採決に入りたいと思いますけど、よろしいですか。それでは議案第300号につきまして、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 賛成多数。よって、議案第300号は許可相当と決定いたします。

続きまして、議案301号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第301号 長野市空き家取得者の取得する特定農地の指

定につきまして、ご説明を申し上げます。13 ページをご覧ください  
だきたいと思います。番号1番の1件でございます。この件に  
つきましては、長野市空き家バンクに登録された、空き家に付  
随した特定農地の指定でございます。指定する農地につきましては、  
長野市篠ノ井小松原字五十里●●の1筆でございます。  
地目は畑。面積は305㎡です。通常、篠ノ井小松原の下限面積  
は30アールでございますので、305㎡では所有権移転はできま  
せんが、空き家とともに取得する場合につきましては農家創設  
をすることなく、1アール以上、10アール未満で取得するこ  
とができます。また、この農地は長野市空き家取得者の取得する  
特定農地にかかる別段の面積に関する要綱の基準を満たして  
おりますので、空き家に付随した農地の指定について決定をい  
ただくものでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よ  
ろしくお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま、事務局の説明がありました。それでは、地区調査  
会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお  
願いたします。南部地区調査会長、よろしくお願いいたします。

村田地区調査会長 　　南部調査会の村田です。いわゆる説明があつたとおりであ  
り、調査会で検討して問題ないという判断になりました。以上  
です。

議 長 　　ありがとうございます。これより審議に入ります。ただい  
まの事務局説明並びに南部調査会長からの報告について、ご発  
言のある方は挙手、願いたします。

小 林 委 員 　　ちょっと。

議 長 　　はい、小林委員。

小 林 委 員 　　すいません。今の空き家の関係ですけれども空き家バンク。  
会議のときは確かにお家は建ってたんですが、私、今日こちら  
に来る途中、通り道だったもんですから確認したんです。もう  
更地になってるんです。これ、空き家ではなく更地になってい  
ると。こういうのは特に問題ないですかね。

議 長 　　事務局。

熊 井 主 幹 　　状況によりまして、空き家が使えなかつたりした場合に、壊  
してまた造り直すっていう場合もあり得ますし。

小 林 委 員 　　あり得ますね。

熊 井 主 幹 　　その空き家がリフォームをする場合もございまして、そう  
した場合もいったん含めて、許可をする形になっております。

議 長 　　小林委員、いいですか。

小 林 委 員 　　いいです。

議 長 　　他はございまして、ご意見。それでは、意見が出尽くしたよ  
うでございますので採決に入ります。議案第301号は特定農地

の適用を満たすものとして、原案のとおり空き家に付随する特定農地として指定することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議長 ありがとうございます。全員、賛成を確認させていただきました。議案第 301 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 302 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請についてを議題といたします。農業政策課に議案の説明をお願いします。

農業政策課 湯本課長補佐 農業政策課の湯本と申します。議案のご説明させていただきます。こちらは申請者が長野市若槻にございます一般社団法人●●、代表理事である●●からの申請になりまして、大字徳間の 3 地籍に関しまして対象地区となっております。こちらの特定農地貸し付けに関する法律に基づきまして、この●●さんが市民菜園を開設するということで申請をいただきまして。それに対しまして長野市、それから県の農業公社、それから地主と所有者の方とも三者協議できまして、運営を開設するというごこととございます。以上でございます。

議長 長 それでは、1 番につきまして北部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。これにつきましては、農業者以外の者が趣味的な目的で野菜や花を栽培するということを目的に農地を借りるものであります。開設者について、一般社団法人の●●はこれまでも多くの市民菜園を経営しておりまして実績もありますので、承認できるという判断をいたしました。以上です。

議長 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事業説明並びに地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですね。

**【質疑なし】**

議長 長 じゃあ、意見がないようですので採決に入ります。議案第 302 号を原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議長 長 ありがとうございます。全員、賛成を確認いたしました。よって、議案第 302 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 303 号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課より説明をお願いします。

農業政策課 農業政策課の豊田と申します。よろしくお願ひいたします。

豊 田 主 査 議案番号 303 号 農振除外等に係る意見聴取についてをご説明させていただきます。資料につきましては、右上に別冊と書いてあります第 33 回農業委員会総会議案、農振除外等に係る意見聴取についてになります。資料の 1 ページから 2 ページに除外案件受付表がありますので、ご覧ください。今回の農業振興整備計画の変更は、除外 6 件になります。

まず、資料 3 ページをご覧ください。除外番号 1 です。事業計画者の株式会社●●は、千曲川からの砂利採取が通年可能とされましたことから事業敷地の拡大が必要となり、隣接する●●さん所有の土地を砂利置き場として利用するため申出するものです。除外申出地は若穂牛島字村東沖●●で、地目は田。除外面積は 1,524 m<sup>2</sup>。川田土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はありません。農地法は 3 種農地で原則許可になり、転用見込みもあり。開発許可は建築物がないため許可不要となっています。また、除外 5 要件は全て満たしている状況です。

続いて内容説明です。事業計画者は、主に土木工事、解体工事、産業廃棄物の収集運搬等をしているが、近年の大雨による河川水害対策としまして国土交通省より千曲川の河川堆積砂利土砂採取の増量要請がされたことで、通年での砂利採取が可能になったことに伴い、砂利置き場の拡大が至急必要となった。よって、千曲川にも近く、既存砂利置場に隣接した申出地におきまして、砂利、砂の製造前の資材置場を整備し利用するため申請するものです。次ページ、4 ページに位置図、5 ページには配置図になります。6 ページには現況写真も添付しておりますので、参考にご覧ください。

続きまして、7 ページ、除外番号 2 です。事業計画者、株式会社●●は、従業員の通勤用車両の駐車場の拡張及び工場立地法に定める緑地を整備するため申し出するものです。除外申出地は屋島字大豆島境●●、他 16 筆で地目は畑。除外面積は 17 筆合計で 9917 m<sup>2</sup>。長野平土地改良区の受益地になりますが、土地改良事業等の実施はありません。農地法は 1 種農地ですが、既存の拡張により転用見込みあり。開始許可は建築物がないため許可不要となっています。除外 5 要件は全て満たしている状況です。

続いて内容説明ですが、事業計画者は鉄骨、橋梁設計、制作施工を主とする事業を営んでおり、既存敷地である●●長野工場は本社、工場、鉄骨ヤード及び従業員用駐車場として利用している。今回、従業員通勤車両 53 台分の駐車場として借りている土地が解約となることから、従業員増員も見越し、車両 70 台

分の駐車スペースを確保する。また、工場立地法に定められた特定工場として必要な緑地を整備するものです。なお、前回、資材ヤード及び駐車場の整備のため、令和5年5月に除外申請をしておりますが、工場立地法に定める緑地が不足していたことにつきましては、その後に判明したことから今回の計画として申請となりました。

経過につきましては別紙、除外番号2、追加資料1枚ものありますけども、こちらをご覧ください。ありますでしょうか。別紙、除外番号2追加資料でございます。この中の2につきましては、転用事業計画の概要になります。また下段の3ですけれども、申出地選定の経過が記載されていますので読ませていただきます。長野工場は工場立地法に定める特定工場に該当し、工場敷地の事業用総面積の10パーセント以上の緑地、15パーセント以上の環境施設面積を敷地周辺部に配置することが義務づけられている。前回の農用地区域変更の申し出時点では、この法律を承知しておらず転用事業を進めていたところ、市の関係課から指導があった。既存緑地に加え、資材ヤードの可能な場所を緑地化したものの法定要件に足らず、敷地から離れた場所では緑地に算入できないなど周辺部でないと要件を満たさないため、計画地を選択したというのが経緯になります。

また、駐車場につきましては既存駐車場が満杯で、現在、借りています外部駐車場の契約解除も決まっているため、人員増等の対応を踏まえ、既存の西側駐車場に隣接する申出地の拡張を計画したものです。以上のとおり、緑地の確保につきましては対応が遅れた形となりますが、法定要件に沿いました正常な環境に整えるため申し出となりますことをご承知おきください。

それでは資料の8ページにお戻りください。8ページには位置図、9ページ、10ページには緑地及び駐車場の配置図がございます。ちょっと図が小さくて見づらいかもしれないです、すみません。既存の●●長野工場敷地に沿う形で西側に駐車場70台分の拡張。西側の一部と、また北側一帯に事業用地の総面積の15パーセントにあたる緑地を整備する計画です。11ページ、12ページは現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

続きまして、13ページ、除外番号3です。事業計画者、土地所有者の●●さんは、申出地を現在、既に住宅として農地以外に利用していることから追認案件となります。除外申し出地は、篠ノ井山布施字南村●●、外1筆で地目は畑。除外面積は

2筆合計 311.42 m<sup>2</sup>。土地改良区はございません。農地法は1種農地ですが、既存の拡張により転用見込みあり。開発許可は都市計画区域外のため許可不要となっています。除外5要件は全て満たしている状況です。

続いて内容説明です。事業計画者は土地境界立合いの際に住宅敷地として利用していた土地が隣接農地上にまたがっていることが判明したことから、住宅敷地部分を分筆登記し、利用状況に合わせ整理をするため申出たもの。また、申出地は農用地区域の変更が必要という認識がなかったため、今回、改めて申出するものです。14 ページに位置図、15 ページに配置図があります。16 ページには現況写真を添付していますので参考にご覧ください。

続きまして、17 ページ、除外番号4です。事業計画者の●●さんは、親であります●●さん所有の土地におきまして、農家住宅を建築し利用するため申出するものです。除外申出地は、篠ノ井塩崎字高畑●●です。地目は畑。除外面積は 827 m<sup>2</sup>のうちの 500 m<sup>2</sup>。塩崎水利組合の受益地ですが土地改良事業等の実施はありません。農地法は1種農地ですが、集落接続により転用見込みあり。開発許可は、60 条証明により許可不要となっております。また、除外5要件は全て満たしている状況です。

続きまして内容説明です。事業計画者は篠ノ井有旅地区で親と畑を 1300 m<sup>2</sup>ほどを耕作しており、現在、家族でアパート生活をしているが、子どもの成長とともに手狭となってきたことから農家住宅の建設を計画した。農機具の管理、保管のために必要な面積を確保でき、両親の耕作地との往来にも支障のない該当地で申し出するものです。18 ページに位置図、19 ページには配置図、20 ページには平面図、21 ページには現況写真を添付しておりますので参考にご覧ください。

次の 22 ページ、除外番号5になります。事業計画者の●●さんは、本人所有の農地に車庫及び倉庫を建設するため申し出するものです。除外申出地は松代町西条字上ヶ澤●●。地目は田。除外面積は 199 m<sup>2</sup>。土地改良区はありません。農地法は1種農地ですが、既存施設の拡張のため転用見込みあり。開発許可につきましては、都市計画課区域外のため許可不要となります。

続いて内容説明にいけます。事業計画者は松代町西条地区で水稻及び畑作を 4,100 m<sup>2</sup>ほどしている。息子家族が同居することとなり、現在の母屋、倉庫をリフォームするにあたり、新たな車庫、倉庫が必要となった。自家用車の駐車スペースの他、倉庫では耕作のためトラクター2台、バインダー等の農機具を保管管理するが、防犯やメンテナンスを行う上で利便性が良い

母屋の隣接農地を計画地として申出したものです。23 ページには位置図、24 ページは配置図があります。25 ページは倉庫内の配置図、26 ページは現況写真を添付してありますのでご覧ください。

最後になります。27 ページ、除外番号6になります。これは第 29 回の議案として審議いただきましたが、計画の内容について引き続き調査が必要であるとの判断から継続審議とする旨、ご意見いただいた申し出になります。

それでは、事業計画者の●●株式会社は既存利用している事業地である●●さん所有の土地をまとめまして、建設重機等の駐車スペースを広げるため申し出するものです。除外申出地は、若穂牛島字村東沖●●。地目は田。除外面積 2,084 m<sup>2</sup>のうち、1,084 m<sup>2</sup>。川田土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はありません。農地法は2種農地の非代替性で転用見込みあり。開発許可は建物がないため、許可不要となっています。除外5要件は全て満たしている状況です。

続いて内容説明です。事業計画者は解体業を主とする建設業を営んでおり、既存敷地は従業員車両、ダンプ、コンテナ置場等として利用しています。今回、既存敷地だけでは手狭になってきたことからダンプ8台、従業員車両8台等の駐車場敷地として利用するため申出するもの。なお、既存施設や一筆の土地のうち1,000 m<sup>2</sup>を平成15年に駐車場として転用済であることから、残りの1,084 m<sup>2</sup>を除外し一体利用するものです。28 ページには位置図、29 ページには求積図があります。30 ページには現在の利用状況の図、31 ページに計画の配置図があります。32 ページには現況写真を添付していますので参考にご覧ください。農振除外につきましての説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただ今、農業政策課より6件の農振除外の説明がございました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、2番について申し上げます。

関 地区調査会長 　　北部地区調査会の関です。ただ今、ご説明ありましたが、別冊資料の農振除外のナンバー2。7ページ以下それぞれ説明がありましたけど、地区調査会においては農振除外の面積が9,917 m<sup>2</sup>という非常に大きいということ。それから、今回、申請書の中で事業計画の内容を見ると、緑地を整備するっていうようなものがありましたので、それについて議論したんですが、まず緑地につきましては工場立地法ということで、これにつきましては工場立地の環境保全が適正に行われるようにと

いう法律なんですけど、周囲の生活環境に悪影響を及ぼさないような調和を保てるようなものっていうことで、敷地内に一定の割合で緑地を設けるということが求められているということについて、これは公害が発生しにくい体制を整えるということ、生活環境保全のために必要かなと思うんですけども。先ほど申し上げた2点がありますので、地区調査会の判断っていうよりは総会で委員全員の所でご検討いただけるということ、今回特に調査会で方向付けをしてありませんが、よろしくご審議いただければと思います。

議 長 今日、追加資料ということで除外番号2ということで担当課のほうから用意していただきました。その内容は今、話した内容であるわけでございますけども、それを含めてご審議していただければと思います。よろしくお願いたします。以上です。

村田地区調査会長 それでは続きまして、南部地区調査会長から3番及び4番についてお願いたします。

南部地区調査会の村田です。3番が追認ということで、施設に入りもう空き家になった土地が、隣接農地に跨っているということが判明したものです。4番についてですが、4番は農家住宅を建設するものなので問題なしということでありました。以上です。

議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長から1番、5番、6番もお願いたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。ナンバー1番であります。先ほども話がありました千曲川の河川敷の中で土砂を取るという事業であります。それで、すいません。5ページ、6ページを見ていただきたいんですが、上のところに砂利っていうところがありまして、ここには積んであります。それで、6ページの②番、見ていただいて、すごい高く積んであります。そんなことで、うちのほうの調査会としてはですね。こんなに積まれれば、5ページの保科川の所の斜面とか、あと水路がここにあるんですね。上のほうも下のほうも水路があるんです。こんなに積み上げれば砂が崩れるんじゃないかというようなことで、これはちょっと条件付きでお願いしようかということで、業者のほうにこんなに積み上げないことということで、水路とか保科川のこの土手側の斜面のほうにあまり掛からないようにということ、市の担当のほうにお願いしました。

その中で、そんなに積みませんっていうことと、あとこの②番の写真の、今、すごく積み上げてあるんですが、これもだんだん減ってくということでありまして、そんなに積まないという部分がありましたんで、一応、今回は調査会としてみれば問

題ないかなということで許可をさせていただきたいと思いません。

あと5番です。22ページを見ていただきたいと思うんですけど、先ほど説明があったとおり自宅の子どものために、同居するために母屋とか倉庫をリフォームするということで、倉庫が足らなくなってしまうということから、防犯上。隣の部分だと防犯とかセキュリティにいいだろうということで、隣の土地を今回の転用ということで、するということがあります。

それと、あと6番につきましては、これは1人で判断するのも大変だということで、東部調査会全員で都合のつく方ということで参加しまして、ここの業者といろいろ話をした中で、30ページを見ていただいて、土地が申請地と今現在、使ってる所もあって、その所を見ていただいてもダンプとかコンテナとか、めいっばいの状態なんで、これを隣の申請地のほうも駐車場にして、もう少し余裕を持たせようということで31番の図にするということがあります。その32ページの図を見ていただきたいんですが、もう積み重ねてあるので、事業をもう始めてあるのってというようなことで話を聞いたら、最初の土地を譲り受けるときに前の方が土壌を積んであるんだということで、これを設置して平らにしながら駐車場にするということがありましたので、一応、調査会としてみれば5番、6番について、特に問題ないだろうという判断になりました。以上です。

議

長

ただ今、6件の申請案件に対しまして、各地区調査会長から検討結果の内容につきましてのご報告をいただきました。それでは今の農業政策課からの説明及び調査会長からの報告を含めて、皆さんのほうからのご質問を承りますけども、いかがですか。1点、いいですかね。北部調査会長から報告があった屋島の株式会社●●さんの件で、今回、ある一定の駐車場の規模を拡大したから、工場立地法に引っ掛かって緑地を15パーセント確保しなさいということになったのか。今までそうだったけど、もう忘れてて、よく見たら、いや、これでこうなってるから慌ててこうなったのか。それは、どうなんですか。真意。

農 業 政 策 課  
豊 田 主 査  
議 長

そうですね。今回でなくて、後述のほうで、後追いの形の申し出になります。

もともとは緑地の部分というのを各10パーセント、確保しなきゃいけないというのがあったわけですね。それを忘れてたわけですね。それと、周りを見ると田んぼなんだけど、そういう場合も、ルールで緑地確保なんているの？周り緑地なのに。

農業政策課 そうですね。あくまで、工場さんが使う敷地の中で確保しな  
豊田主査 さいということなので。  
議長 そういうルールなの？  
農業政策課 そういうルールで。はい。周りは確かに耕作地、広がってお  
豊田主査 ります。  
議長 農地をつぶしても？  
農業政策課 そうです。  
豊田主査  
議長 緑地を付ける？  
農業政策課 はい、そういうことで。そこだけなかなか。  
豊田主査  
議長 法律がそうであれば、そういうふうに理解をせざるを得ない  
わけですから。関会長なにかコメントありますか。  
関地区調査会長 確認なんですけど。説明があった、今回、緑地ということで  
確保するという事なんです。緑地と駐車場を今回、1,969 m<sup>2</sup>  
なんです。その駐車場は緑地ではないということですか。それ  
とも重複しているという？  
農業政策課 はい。駐車場はあくまで駐車場でありますので、緑地ではな  
豊田主査 いということです。  
関地区調査会長 緑地ではないという？  
農業政策課 はい。  
豊田主査  
関地区調査会長 緑地と駐車場がダブってれば駄目だというようなことで。内  
容を見て改めて確認をさせていただきました。  
議長 長 他はいかがですか。珍しいケースですね。農業委員会で、こ  
ういうケースっていうのは最近ちょっと経験ないですから。そ  
れだけ大きい工場がないわけです。他の項目も含めて、ご質問  
ありましたらお願いします。よろしいですかね。じゃあ、ご意  
見がないようですので採決に入ります。議案第 303 号の除外案  
件について、除外することが相当と決することに賛成の方の挙  
手を求めます。  
【全員挙手】  
議長 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。  
よって、除外案件については除外することが相当であると  
決定し、長野市長に意見を提出いたします。  
続きまして、議案第 304 号 非農地決定について議題といた  
します。事務局より議案の説明をお願いします。  
熊井主幹 議題第 304 号 非農地決定についてご説明申し上げます。農  
地法等の議案、17 ページをご覧くださいと思います。番号  
1 番から 23 ページの 146 番まででございます。非農地決定で

ございますが、農地利用状況調査で山林・原野と判断されました農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を決議いただきますと農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、その時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映をさせます。また、農地所有者が送付されました決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。

23 ページに面積の集計を載せてございます。今月、ご決定をいただきますものは山林が 57 筆で、面積が 25,573 m<sup>2</sup>、原野が 93 筆、面積は 36,726.45 m<sup>2</sup>。合計で 146 筆、62,299.45 m<sup>2</sup>でございます。多くは本年 7 月に対象者でございます七二会地区、戸隠地区及び若穂地区に調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことから、まとめて申請のあったものでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局より説明がありました。これより審議に入ります。ご発言のある方は挙手、お願いいたします。

【質疑なし】

議 長 無いようでございますので採決に入ります。議案第 304 号を原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成を確認いたしました。よって、議案第 304 号は原案のとおり決定いたしました。

会議は 3 時を過ぎております。この後、経基法があれば休憩をと思ったんですけども、経基法ございませんので。あと僅かでございますので継続して審議をしていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いをいたします。

続きまして、報告第 128 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 129 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告第 130 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について事務局より説明をお願いします。

熊 井 主 幹 報告第 128 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、ご報告を申し上げます。25 ページをご覧くださいと思います。番号 38 番から 27 ページ 47 番までの 10 件でございます。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要でございますが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出ればよいということになっております。4 条の転用届けとなり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わな

い転用届けでございます。いずれも市街化区域内の農地の届け出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告を申し上げます。

続きまして、報告第 129 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてご報告申し上げます。29 ページをご覧ください。番号 100 番から 35 ページの 119 番までの 20 件でございます。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届けで農地の権利移動を伴う転用届けになります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、報告第 130 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出についてご報告申し上げます。37 ページをご覧ください。番号 1 番及び 2 番の 2 件でございます。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満の場合は 4 条許可が不要で、農業委員会へ届出を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。以上、報告案件 3 件につきまして説明をいたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から報告 128 号、第 129 号及び第 130 号について説明がありました。発言のある方は挙手を求めます。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 　ご質問がないようでございます。報告案件でございますのでご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

　以上で、本日本日予定をしておりました農地法関係の審議が全て終了いたしました。それ以外で議題となる案件が委員の方でございますか。特にありませんかね。じゃあ、ご苦労さまでした。長時間、熱心にご議論いただきましてありがとうございました。以上で、私の議長の任は終わりますので曾根代理のほうに進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

曾根会長代理 　青木会長、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に、その他に移ります。本日の議事全体を通して皆さまのご意見がありましたら、お願いしたいと思います。事務局からおねがいします。

笠井事務局長補佐 　事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。総会の次第

の一番下のところをご覧いただきたいと思います。今後の日程でございますが、次回の第34回総会につきましては11月30日の水曜日、午後1時半から午後3時30分。会議室は203。こちらになります。またよろしく願いいたします。

裏面のほうをご覧ください。下の3番の今後の会議等日程一覧でございますが、一番のところに県内他市町村視察研修、11月8日火曜日となっております。3番の第7回長野県農業委員会大会、こちらが11月16日の水曜日。一番下の7番ですが、第35回の総会につきましては12月27日の火曜日、1時半から3時30分まで。講堂で執り行う予定でございますので、委員の皆さまにおかれましては予定をつけていただきますよう、よろしく願いいたします。私からの説明は以上でございます。

曾根会長代理  
駒村主査

ありがとうございました。他に？事務局からお願いします。事務局の駒村です。私からは10月5日、6日に実施いたしました県外視察研修について2点ございます。まず、視察にご参加いただいた委員の皆さまに旅費の精算報告書のほうを配布させていただきました。またご確認いただければと思います。次に、視察に参加されなかった委員の皆さまのほうに、視察先から資料をいただきましたので配布させていただきました。ぜひ、ご覧いただければと思います。以上でございます。

曾根会長代理

ありがとうございました。では、全体を通しまして何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。では、以上をもちまして第33回の総会を終了といたします。長時間にわたりまして、ありがとうございました。